

	補助対象事業	補助対象経費	補助額	備考
1	普及啓発事業	普及啓発に要する次の経費 (1) セミナー・個別相談会・イベント等の開催に要する費用 (2) チラシ、パンフレット、展示パネル等の作成に要する費用 (3) ホームページ開設及び更新に要する費用 (4) その他知事が必要と認める費用	補助対象経費に3分の2を乗じた額以内とする。ただし、1団体あたりの上限は、350万円以下とし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。	
2	相談窓口等設置事業	相談窓口等の設置及び周知等に要する次の経費 (1) チラシ、パンフレット、展示パネル等の作成に要する費用 (2) ホームページ開設及び更新に要する費用 (3) 相談員の知識や技術力等の向上を図るための研修会等の開催または受講に要する費用 (4) 新たに相談窓口等を設置するために必要となる初期費用 (5) その他知事が必要と認める費用	補助対象経費に3分の2を乗じた額以内とする。ただし、1団体あたりの上限は、350万円以下とし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。	(1) 人件費は、補助の対象としない。 (2) 補助対象経費は、契約書及び領収書等により、他の事業に要した経費と明確に区分でき、補助対象経費として支出したことが確認できるものであること。 (3) 各補助対象事業の補助対象経費に重複がある場合には、補助対象経費から重複額を除いた上で、この補助金の額を算出すること。
3	技術力向上事業	技術力向上に要する次の経費 (1) 技術セミナーや講習会等の開催に要する費用 (2) チラシ、パンフレット、展示パネル等の作成に要する費用 (3) ホームページ開設及び更新に要する費用 (4) その他知事が必要と認める費用	補助対象経費に3分の2を乗じた額以内とする。ただし、1団体あたりの上限は、350万円以下とし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。	